

議案第四十五号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十七年九月十四日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号）の
部を次のように改正する。

第十五条第一項中「妊娠初期休暇」を「母体保護休暇」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十七年十一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十五条第一項の規定に基づき承認されている妊娠初期休暇は、この条例による改正後の杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十五条第一項の規定に基づき承認された母体保護休暇とみなす。

（提案理由）

母体保護休暇を制度化する必要がある。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(特別休暇)</p> <p>第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇及び子の看護のための休暇を承認するものとする。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇及び子の看護のための休暇を承認するものとする。</p>

2
略

2
略